

詳細版

令和5年度福岡市の農業施策に関する意見書

令和5年12月7日

福岡市農業委員会

意見書の提出にあたって

農業は、国民の主食である米をはじめ、麦、野菜、果実、食肉等の食料や花卉等を生産（畜産）する国の根幹をなす産業であり、農地についても、国土及び自然環境の保全、災害防止や良好な景観の形成等、国民の生活を支える多面的な機能を有しています。

しかし、我が国の農業を取り巻く環境を見てみますと、農業従事者の高齢化、後継者・新規就農者の不足、狭い国土での非効率的な生産による農業収入の低迷、異常気象等に左右される不安定な収穫量、耕作放棄地の増加、有害鳥獣による農作物被害拡大等非常に厳しいものがあります。さらに、国際情勢による影響などにより、エネルギー資源をはじめ、農業資材の価格高騰が起こるなど、農畜産物の生産に多大な影響を与えております。

このような中、本意見書は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を柱とした「農地等の利用の最適化の推進」に日頃から密接にかかわり、農地、農業従事者の実情を知る農業委員会が今後の推進を効率的かつ効果的に実施するにあたり、必要な施策について提出するものです。

福岡市では、農業経営主の平均年齢は令和4年度に73.3歳と、年々高齢化が進むとともに、認定農業者数は減少傾向にあり、将来の担い手となりうる新規参入者への支援については、既存の枠組みにとらわれず、施策を検討する必要があると考えます。

他方、耕作放棄地については、再生に多大な労力と経費を要し、再生後の維持にあたっては、非効率かつ有害鳥獣対策が必要な箇所が多く、荒廃化を抑止するためには、従前の利用とは異なる利用など発想の転換が必要であると考えます。

福岡市では、これらの課題を踏まえ、農林業総合計画に基づき様々な施策に取り組まれることと思いますが、生産基盤である農地の持続的な利用を支えるとともに、農業経営の安定・向上に取り組んでいただき、新鮮で安全な農畜産物の安定供給を図っていただくことをお願いします。

福岡市の農地等利用最適化推進施策に関する意見について

1 担い手への農地利用の集積・集約化

(1) 農地利用の集積率向上のための担い手の育成

○担い手への農地利用の集積・集約化を図る必要があるが、ここ数年は、担い手である認定農業者や認定新規就農者が微減の状況にあり、集積率減少の要因の一つとなっている。引き続き、農地利用の集積率向上及び地域計画の円滑な策定のため、多くの農業者を担い手に位置づけられるよう支援し、育成すること。

(2) 利用権設定の円滑化

○農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、利用権設定は中間管理機構の農用地利用集積等促進計画に基づくこととなるが、現行と同様に利用権設定を円滑に行うための方策について検討すること。

2 遊休農地の発生防止・解消

(1) 共同で農業経営ができる仕組みづくり

○後継者がいない農家の場合、経営主の高齢化等により農業の経営は限りがあり、離農による農地の遊休化が危惧される。地域によっては個人完結の農業は近い将来限界を迎えることが予想され、農業経営の共同化や法人化など地域の実情に応じた仕組みづくりについて検討すること。

(2) 中山間地域における遊休農地対策

○平地に比べ、中山間地域においては、深刻な担い手不足に直面しており、荒廃農地の増加が深刻化している。農地を国土の保全や水源のかん養、そして自然環境の保全と良好な景観の形成など中山間地域が持つ多面的機能の重要性やその価値を改めて評価し、観光・サービス業をはじめ他の分野と連携するなど有効な施策を検討すること。

○中山間地域等直接支払制度の対象農地が農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域内に存する一団の農用地に限定されており、中山間地の農地が広く対象となるよう見直しについて国に要望すること。

(3) 耕作放棄地の活用

○耕作放棄地の再生後の活用については、市民農園や体験農園など市民や企業の農業体験の場として活用を促進するとともに、農業への理解を深める取り組みを検討すること。

3 新規参入の促進

(1) 新規参入者等の支援のあり方の検討

○若者の新規就農を促すためにも、農業者の所得向上に資する具体的な取り組みを充実させること。

○スマート農業は次世代を担う若者にとって親和性が高く、農作業の効率化や負担軽減による生産性の向上やワークライフバランスの実現にも繋がることから、導入促進に向けた施策の充実を図ること。（新規）

○将来の担い手として、また、今後の農地利用の集積・集約化の推進役としても期待される農家子弟については、家業の継承と経営規模拡大への意欲を高めるためにも、農業を継承するにあたって円滑な経営ができるよう、新たな補助制度の創設を国に要望するなど、支援を検討すること。（新規）

○新規参入者（退職者や半農半X等を含む）が継続できるよう、県やJAと連携し、農業技術の向上に向けた持続的かつ実践的な支援や農業経営の相談窓口の充実及び効果的な広報を図ること。

○福岡市の一定の地域においては、規制緩和により地域外住民でも住宅等の建築は可能になっているが、農業を志す新規参入者の借家は依然少ない状況にある。借家や農業機械、農業用倉庫等の情報の積極的な提供など、新規参入者の定住と就農しやすい環境づくりに向けた支援について検討すること。

4 福岡市農林業総合計画の着実な実施

○みどりの食料システム戦略や本年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（地域計画の策定や農地の集約化など）を踏まえ、農林業総合計画の着実な実施をお願いするとともに、特に農業委員会と関わりの深い農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の解消、新規参入の促進）について、地域計画の円滑な策定を含め、農業委員会と連携して取組を進めていただきたい。

福岡市の農業振興施策に関する意見について

1 農業経営の安定化と生産振興

(1) 生産者による販路開発を支援する研修等の充実

○販売方法についての知識習得を望む生産者に対し、販売経路の開発（直売所やインショップ等）支援について十分に広報を行い、充実を図ること。

(2) 生産コストをふまえた適正な価格形成

○エネルギー資源や資材高騰を始めとしたコストの上昇により、農畜産物の生産に多大な影響が出ていることから、生産コストをふまえた適正な農畜産物の価格形成の仕組みの構築について国に要望すること。（新規）

(3) 有害鳥獣対策の強化

○すでに実施されている以下の支援施策について引き続き支援を図るとともに、希望者には迅速な対応をすること。さらには個体数の減少に繋がる抜本的対策を図ること。

- ・箱わなの貸し出し
- ・ワイヤーメッシュや電気柵の設置費用に対する補助
- ・駆除活動に対する支援
- ・イノシシ、アナグマ、サル、ハクビシン対策

○以下の支援策について検討すること。

- ・捕獲した有害鳥獣の処分に係る支援
他の自治体において、捕獲から運搬、ジビエ利用まで有害鳥獣対策を民間会社に委託する事業が実施されている。福岡市では箱わなの貸し出しを行っていることから、捕獲後の処分の点で委託など検討すること。

2 6次産業化・ブランド化の推進

(1) 規格外農畜産物等を活用した地域ブランド化や6次産業化の推進

○規格外農畜産物を活用した加工品の企画や商品開発を強化するなど、地域ブランド化や6次産業化を推進すること。

3 都市部の農地の有効活用

(1) 生産緑地制度活用の周知

○都市住民のニーズに即した農業生産が行え、災害時の防災空間など多様な機能を有する都市農地の有効な活用を図るとともに、安定的な都市農業の継続を図るため、生産緑地制度を活用することのメリット等、生産緑地の拡大に向けた周知を行うこと。

(2) 都市部の農地の活用

○都市部の農地については、法や制度に基づき、市民農園等としての活用が可能であることから、現在活用されていない農地の有効活用を図るため、市街化区域内の農地所有者へ法や制度の周知を行うこと。

○市街化区域においても農地の貸借が円滑に進むような取組みについて検討すること。（新規）

4 生産基盤の維持・活用等

(1) 高齢化や離農等地域の農業者減少に対応した農業用施設の管理支援

○地域によっては、農業者の減少により、これまでの地域による農業用施設の管理は、限界に近づきつつある。今後のさらなる農業者減少に備え、管理のできる仕組みづくりについて検討すること。

(2) 農道の整備などの基盤整備等に係る予算の充実

○農地を活用するための農道、ため池や水路などの基盤整備と維持管理及び水路転落等の事故防止のための安全対策に関する予算を充実すること。

5 農村環境の維持

(1) ごみの不法投棄を防止する警告板の増設等やパトロール強化

6 地産地消と食農教育の推進

(1) JAと連携しての学校給食における米・野菜等市内産農産物の活用拡大

○学校給食の市内産農畜産物の活用については、引き続き利用拡大を推進すること。

(2) 学童菜園等による食農教育の推進

○小学校において、稲作体験を実施している例があるが、市民の農業への理解と関心を深めるためにも、学童菜園等での農業体験についても、よりいっそうの充実を図ること。（新規）

7 農福連携の推進

(1) 障がい者の活躍の場の提供

○農畜産物の生産活動への従事など障がい者の活躍の場を提供することにより、障がい者が生き生きとした日常を過ごすことができるよう、障がい者施設や関係局と連携しながら推進すること。